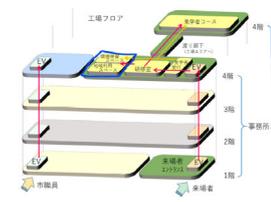


保土ヶ谷工場（仮称）改築工事に係る総合評価落札方式  
対面的対話確認事項に対する回答書

表記工事に係る設計図書等の内容等について、次のとおり回答書を公開します。

No.	資料名	頁	対応箇所				内容	回答欄	
1	様式12号その3						技術提案等が達成されなかったときの対応として「請負人が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出」するとありますが、技術評価各項目の点数付け算出方法につきましてご回答いただけますでしょうか。	詳細については、契約後協議のうえ決定します。	
2	様式12号その3						本特約条項が適用される期間についてご教示願います。	詳細については、契約後協議のうえ決定します。	
3	様式12号その3						提案する更新・補修費、基幹改修工事費は提案時の材料費や労務単価に基づくものとありますが、社会情勢等の影響により実績補修費が提案時の補修費を超過した場合、事業者より御市に対し、超過理由を合理的に説明できれば、その差額はお認め頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は協議のうえ決定します。	
4	様式12号その3						補修費等の事業者の提案による費用は、物価変動だけでなく施設稼働後のごみ量・ごみ質・運転状況でも変動することが考えられます。竣工後の補修費用については提案する補修費を基本とし、各年度ごとに見積書を提示した上で予算を取得されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。明確な根拠に基づき、実効性のある補修費を提案してください。	
5	様式12号その3						様式12号その3「更新・補修費、基幹改修工事費は提案時の材料費や労務単価に基づくものとしてください。」とありますが、提示する費用は、市様より発注される各機器の更新・補修工事の発注時期や発注方法および工期などで現場管理費や共通仮設費など経費の積算方法が異なりますので、様式12号その3補足資料で提示する更新・補修費、基幹改修工事費は直接工事費での提示でよろしいでしょうか。	直接工事費ではなく、更新・補修工事にかかる経費を含めた費用（税抜き）を記入してください。なお、更新・補修費については、1年間を通じて一括で受注したとして記入してください。また、基幹改修工事費は、5年間を通じて一括で受注したとして、年度ごとの出来高を記入してください。	
6	様式12号その3 補足資料						「定期的な更新・補修費及び基幹改修工事費には法定点検に係る費用は含まないものとします」とありますが、事業者間のご提案の前提条件を統一するために、含めないことされている法定点検の内容につき明確化頂たく宜しく願います。	法律等で義務化されている法定点検を想定してください。	
7	様式12号その3 補足資料						ここで算出する「定期的な更新・補修費及び基幹改修工事費」の対象は主要設備（ごみクレーン、灰クレーン、焼却炉、ボイラ水管、過熱器管、蒸気タービン（発電機含む）、ろ過集じん器（ろ布含む）、灰押出装置、触媒脱硝）だけでなくすべてのプラント設備が対象となると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
8	様式12号その3 補足資料						ここで算出する「定期的な更新・補修費及び基幹改修工事費」は提案した事業者が請け負った場合と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
9	様式12号その3 補足資料						長寿命化と補修費の低減について様式12号その3補足資料および資料3機器の補修計画表につきましては整備項目で記載する整備仕様は同一とするということでしょうか。	ご理解のとおりです。	
10	様式12号その3 補足資料						本工事引き渡し後も「総合評価一般競争入札による契約に関する特約条項」の対象である場合、本工事引き渡し後、貴市職員による施設の運転に起因する設備補修につきまして、合理的に原因が説明できる場合は当該補修費は特約条項適用による違約金の支払いの対象外となるという理解でよろしいでしょうか。	建設事業者の責によらないことが明確な場合にあっては、特約条項適用による違約金の支払いの対象外となります。	
11	発注仕様書	8	第1章	第4節	2	(2)	2)	各社統一のため、1回目質問回答書No.46にて参考として提示いただいた要素組成で指定願います。	1回目質問回答書No.46にて提示した【別添資料①-02_ごみ質調査結果】要素組成の平均値にて計画してください。
12	発注仕様書	9	第1章	第4節	3			搬入車両について、ピーク時間帯の搬入車両台数の記載があります。また、発注仕様書70頁の構内管理業務において門扉施設開錠の取扱いについては、開門：6:00、閉門：19:00とあります。搬入の実情に応じて、車両の往來が少ない、又は無い時間帯において、収集車両動線上での作業（例えば、大型クレーンの組立・解体、埋設管渠蓋を開ける作業）、特車の待機等について、調整して頂けないでしょうか。	作業予定日の最低1か月前までに作業計画を立て、本市監督員と協議してください。その際周辺住民に周知のうえ、作業を実施してください。なお、詳細については、契約後の協議とします。
13	発注仕様書	18	第1章	第5節	2	(3)		「本市職員の付き添いもなく自由に見学できる工夫」との記載や動線イメージ図（P207）があります。こちらについて、工場エリアの見学者フロアとの接続上、事務室エリア4階の一部を2層にて考えることは可能でしょうか。 【参考資料⑤-1】参照	発注仕様書を参照し、提案してください。
14	発注仕様書	21	第1章	第5節	6	(1)		「工場エリアを可能な限り、東側に寄せ、工場エリア西側に事務所エリアと駐車場スペースを確保するとともに、…」とありますが、想定されている駐車場位置があればご提示をお願いいたします。 【参考資料③-1】参照	想定している駐車場位置はありません。【別添資料02_事業実施区域図】の整備範囲内で計画してください。
15	発注仕様書	24	第1章	第6節	2			「海外調達材料及び機器等は原則不可とする」とありますが、(1)～(6)の条件を満たす場合は可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。貴社が条件を満たすと判断して、提案することは可能ですが、機器承諾時、本市が条件を満たさないとする場合もあります。
16	発注仕様書	26	第1章	第7節	2			1回目質問回答書No.66より、OJTとして貴市職員が試運転の操業実作業に加わっていただけるとのことですが、貴市職員の運転体制（日勤何名、直勤何名何班など）、配置の開始時期についてご教示願います。	稼働時の体制は、日勤33名、操作班12名（3名×4班）です。試運転時の体制については、詳細を協議のうえ決定します。配置時期については、2月から予定しておりますが、実際にOJTに入る時期は、机上研修終了後となります。
17	発注仕様書	54	第1章	第13節	2	(2)		「作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。」とありますが、作業及び騒音・振動を発生するおそれの少ない作業（例えば、クレーンの暖機運転、朝礼、準備、片付け等）は、上記時間外において、労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守する範囲のもと実施できるものと考えてよろしいでしょうか。	原則、クレーンの暖機運転、朝礼、準備、片付け等も作業時間に含めます。詳細については、契約後の協議とします。
18	発注仕様書	56	第1章	第13節	3	(2)	⑦	「工事用車両は、国道1号線から原則左折入場すること」とありますが、特殊車両など、運行経路・回転半径等の制限により右折が必要な場合にはご協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	地元及び道路管理者並びに交通管理者との協議のうえ、右折入場の必要性が認められれば協議します。
19	発注仕様書	59	第1章	第13節	6	(7)	2)	工事関係者の通勤経路に関しまして、 ①工事用車両と同様、国道1号からトンネルを経由して場内入場（歩行者はトンネル内の歩道を通行）することを考えていますが、この考えでよろしいでしょうか。 ②敷地の南東側から工事範囲への入場はお認めいただけますでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②南東側の門扉は常時施設していますので、通勤経路としては想定していません。
20	発注仕様書	59	第1章	第13節	6	(7)		仮囲い（工事範囲境界）及び出入口ゲートに関しまして、工事範囲境界に設ける仮囲い（万能鋼板を想定しています）の高さについて、環境影響評価検討時から求められる要求事項はありますか。	生活環境影響調査からの要求事項はありません。

21	発注仕様書	59	第1章	第13節	6	(12)		家屋調査に関しまして、現在想定されている範囲、物件数について、ご教示ください。	本市での想定は特にありません。解体に伴う躯体と既存山留の撤去範囲と深さ、新設される地下工作物のための山留の範囲と深さ、また、地層、水位などの複合的な要素によって周囲の家屋に影響を与えますので、貴社の予定する工事内容から、貴社にて工事影響範囲を想定してください。
22	発注仕様書	64	第1章	第15節	5	(6)		中間技術検査の対象項目について記載がありますが、建築工事が対象であり、プラント工事については対象でない、と理解してよろしいでしょうか。	プラント工事についても対象です。施工後不可視となる部分が対象です。
23	発注仕様書	69	第2章	第2節	5			残置物の撤去については、法・条例の考え方と異なる内容も見られますが、発注仕様書に記載の内容について貴市の各部署にご確認いただいているという理解でよろしいでしょうか。また改めて貴市の担当部署に処理方法等含めて詳細を確認させていただきたいと考えます。	発注仕様書70ページに記載のとおり、令和7年4月1日から保土ヶ谷工場敷地内の維持管理業務は建設事業者が行うこと、としています。発注仕様書69ページに記載の「残置物等（ごみビット残存物を除く）」は、工事着手時に保土ヶ谷工場構内に保管されている物品で、当該維持管理業務で使用する物品を含むものです。「残置物等（ごみビット残存物を除く）」については、維持管理業務で使用するかどうかを判定し、使用するものは、本市から受注者に提供するものとし、受注者が不要となった時点で廃棄物として適正に処分いたします。維持管理業務で使わない「残置物等（ごみビット残存物を除く）」については、本市の廃棄物であることから本市にて処分を行います。それらの廃棄物について維持管理事業者（建設事業者）は発注仕様書1ページの記載に基づき、敷地内の本市監督員が指定する場所に保管いたします。
24	発注仕様書	70	第2章	第3節	2	(1)		構内管理業務の門扉施錠開錠業務において、「夜19時及び朝6時における施錠開錠等は以下のとおりとする。なお、日曜日及び年末年始（12/31～1/3）は除く。」とありますが、ごみの搬入が行われるのは、平日及び土曜日（祝祭日・年末年始除く）と考えてよろしいでしょうか。	工期内の輸送事務所でのごみの搬入は、年末年始（12/31～1/3）及び日曜日以外行われます。
25	発注仕様書	95	第3章	第2節	6	(13)	22)	「ごみクレーン操作室の窓ガラス等を清掃できるよう、歩廊を設けること」とありますが、点検歩廊を設ける場合は窓拭き装置は不要でしょうか。また、窓拭き装置を設ける場合には点検歩廊を不要とさせて頂けないでしょうか。	窓拭き装置が、メンテナンスと更新が容易なものであれば、提案を可とします。
26	発注仕様書	95	第3章	第2節	6	(13)	12)	窓ガラスの清掃方法に関しまして、「ごみクレーン操作室や見学者コース」以外の窓ガラスの清掃は、屋根上からのチェアゴンドラによる清掃でも可と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
27	発注仕様書	96	第3章	第2節	8	(2)		「泡消火設備（高膨張泡発生器）」とありますが、高膨張泡発生器以外の泡消火剤添加による消火設備の採用は可能でしょうか。	同等以上の性能であることを条件に、提案を可とします。
28	発注仕様書	147	第3章	第7節	1	(3)	4)	灰押出装置出口の含水率「[24] %」に関しまして、「[ ]内の数値を提案とした場合は、様式12号その5に記載の含水率は事業者にて変更してよろしいでしょうか。	提案図書の様式12号その5補足資料に記載の含水率は、24%で提案してください。また、備考の式は、⑤= (①-④) ÷ (1-0.24) × 0.24としてください。様式12号その5補足資料については、【修正】様式12号その5補足資料と差し替えてください。なお、灰押出装置の含水率（装置出口）については、提案を可とします。
29	発注仕様書	167	第3章	第9節	2	(4)	2)	排水処理設備の種類には悪臭対策として蓋を設けるように指定がありますが、定期的な水洗が必要な凝集沈殿槽については、蓋の設置を不要とさせて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
30	発注仕様書	168	第3章	第9節	2	(4)	28)	薬剤貯槽について、有効容量を「6」m3以上とした場合、液体キレート等は1年以上も貯留可能であり、長期間保管すると劣化する薬剤もあります。そのような場合も6m3以上及びローリによる搬入が適用されるのでしょうか。	対象は、pH調整用薬品と凝集剤のみです。それ以外は、提案を可とします。その他、排ガス用、ボイラ用等も含め、使用量が少なく長期保管に向かない薬品についても、提案を可とします。
31	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		自営線敷設敷設方法に関しまして、人が立ち入らない箇所（公園内山中）は基本的にところか配管（露出配管）を認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	公園内山中は、緑地整備等で人が立ち入る箇所であるため、地中埋設を原則とし、露出配管での施工は不可とします。【別添資料対面-02_単線結線図及び自営線整備範囲図（想定）】を参照し、提案してください。また、【別添資料27_単線結線図及び自営線整備範囲図（想定）】については、【別添資料対面-02_単線結線図及び自営線整備範囲図（想定）】と差し替えてください。
32	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		自営線敷設敷設方法に関しまして、基本的に電柱建柱による架空配線は不要（想定していない）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		自営線敷設敷設方法に関しまして、電柱建柱による架空配線が必要となった場合は、公園内/山中内への電柱の新規建柱は認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	提案を不可とします。
34	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		①「自営線の設置【別添資料27_単線結線図及び自営線整備範囲図（想定）】にあたり、送電事業者からの商用電源が受電可能かつ、ごみ焼却施設からの受電と切替え可能とする受電設備を設けること。」とありますが、切り替え可能とする受電設備のシステム構成をご教示お願いいたします。 ②別添資料27中の単線結線図によると、環境支援センター、狩場緑風荘、保土ヶ谷プールは送電事業者からそれぞれ高圧受電契約を結んでいるという理解でよろしいでしょうか。	①受電設備のシステム構成も含め提案してください。 ②受電契約については、ご理解のとおりです。
35	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		①「自営線の設置【別添資料27_単線結線図及び自営線整備範囲図（想定）】にあたり、送電事業者からの商用電源が受電可能かつ、ごみ焼却施設からの受電と切替え可能とする受電設備を設けること。」とありますが、切り替え可能とする受電設備のシステム構成をご教示お願い致します。 ②切り替え可能とする受電設備の導入に関して、各高圧受電契約は継続するという理解でよろしいでしょうか。	①受電設備のシステム構成も含め提案してください。 ②受電契約については、ご理解のとおりです。
36	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		①「自営線の設置【別添資料27_単線結線図及び自営線整備範囲図（想定）】にあたり、送電事業者からの商用電源が受電可能かつ、ごみ焼却施設からの受電と切替え可能とする受電設備を設けること。」とありますが、切り替え可能とする受電設備のシステム構成をご教示お願いいたします。 ②切り替え可能とする受電設備のシステムに関して、各高圧受電契約が継続とした場合、高圧受電盤の上位側に新たに敷設した自営線を接続し、ごみ焼却施設から送電をするという理解でよろしいでしょうか。 ③なお、ごみ焼却施設側から送電が不可となった場合においては、高圧受電契約のケーブルを繋ぎ直すという理解でよろしいでしょうか。	①受電設備のシステム構成も含め提案してください。 ②上位ではなく、並列して受電出来るシステムとしてください。 ③各高圧電気使用場所において、基本的に工場からの送電電力で施設を運営することを想定しています。工場側からの受電が停止した場合は、自動で電力会社側に切り替わる仕様としてください。
37	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		①「自営線の設置【別添資料27_単線結線図及び自営線整備範囲図（想定）】にあたり、送電事業者からの商用電源が受電可能かつ、ごみ焼却施設からの受電と切替え可能とする受電設備を設けること。」とありますが、切り替え可能とする受電設備のシステム構成をご教示お願いいたします。 ②自営線と各設備の高圧電力受電線の切り替え工事が少なくとも3回発生する計画と想定しますが、受注者側の所掌としましては、受電盤迄の自営線の敷設のみでごみ焼却施設引き渡し後に貴市にてケーブルの繋ぎ込みを実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。自営線の敷設及び高圧受電盤への繋ぎ込みはごみ焼却施設の引き渡し前に実施との理解でよろしいでしょうか。	①受電設備のシステム構成も含め提案してください。 ②ケーブルの繋ぎ込みは建設事業者の所掌となります。自営線の敷設及び高圧受電盤への繋ぎ込みについては、ご理解のとおりです。

38	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		<p>①「自営線の設置【別添資料27「単線結線図及び自営線整備範囲図(想定)」にあり、送電事業者からの商用電源が受電可能かつ、ごみ焼却施設からの受電と切替え可能とする受電設備を設けること。」とありますが、切り替え可能とする受電設備のシステム構成をご教示お願いいたします。</p> <p>②切り替え可能とするシステムとありますが、通常時ごみ焼却施設から送電する場合、既存の高圧受電契約は下位系統への送電が無い状態と考えられますが、送電事業者より高圧受電契約に基づき契約料金は請求される認識です。ごみ焼却施設からの送電自営線の敷設にあたって、既存の高圧受電契約は継続しないと、ごみ焼却施設からの送電が無い場合、各施設への送電は停止する計画と理解してよろしいでしょうか。また、その場合、電力のVCTの撤去等の工事が発生しますが、想定している工事計画を回答お願いいたします。</p>	<p>①受電設備のシステム構成も含め提案してください。</p> <p>②既存の高圧受電契約は継続する予定です。</p>	
39	発注仕様書	170	第3章	第10節	1	(11)	3)	<p>「定期点検等により各機器へ電力の供給が停止しないシステム」とは受変電設備の停電点検時にも含まれるとの解釈でしょうか。この場合、常用/非常用双方から受電できるシステムとしており、非常用発電機を手動で運転し、各機器に供給する、ということでしょうか。</p> <p>また、各機器とは定期点検中ということも考慮して、停止中の炉系機器以外の共通系機器、建築系負荷が対象ということでもよろしいでしょうか。</p>	<p>定期点検等は、電気設備年次点検を指しています。</p> <p>電気設備年次点検において、非常系負荷については、非常用発電機より電力を給電し、常用系統については、非常用発電機からも母線連絡遮断器等を用いて電力を給電できるシステムとしてください。</p> <p>なお、高圧母線については、常用・非常用系2系統と母線連絡遮断器を設置してください。</p>	
40	発注仕様書	189	第3章	第11節	6	(9)	5)	<p>計装用除湿に関しまして、吸湿剤吸着式(全自動電熱再生式)の指定がありますが、計装用空気としての性能は確保する前提で、ヒートレス式の採用をお認め頂けないでしょうか。</p>	<p>発注仕様書に記載の要求水準を満たしていれば、提案を可とします。</p>	
41	発注仕様書	207	第3章	第13節	7			<p>本図によると環境学習スペースと地域利用スペースの配置は運用面での何かしらの事由により、隣接を厳守する必要がありますので、また、受付から見て両スペースは現状研修室の奥に位置しておりますが運営管理の側面からメリットがある場合は、各々配置場所については、入札参加者が自由に提案しても良いでしょうか。</p> 	<p>地域利用スペースは町内会等、地域住民の方々及び環境NPO法人等の利用を想定しています。地域利用スペース利用者が、環境学習スペースに容易にアクセスできるように、「近接」して配置してください。</p>	
42	発注仕様書	209	第3章	第13節	7	(4)		<p>事務室エリアの計画に関しまして、映像コンテンツが確認しやすいように、できる限り整形に近い研修室確保も考えています。その際、施設計画の観点から、上記の考え方も図3-2「環境学習イメージ図」ような「研修室起点とした動線計画」を優先したほうがよろしいでしょうか。</p> <p>【参考資料⑤-2】参照</p>	<p>発注仕様書を参照し、提案してください。</p>	
43	発注仕様書	214	第4章	第1節	1	(3)	1)	<p>「既存施設建設時の山留が残置されている場合は、それらについても原則、撤去すること」とあります。撤去に伴い周辺地盤沈下や安全面での影響が想定される場合は、その限りではないと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>既存山留については、環境省の通知にあるとおり、ご質問の内容に加え、①存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない、②存置に関する記録により本市が適切に管理できる、と判断した場合においては、その限りではありません。</p>	
44	発注仕様書	219	第4章	第2節	1	(3)	1)	⑬	<p>洗身室について、「工場運営に必要な業務(可燃性粗大ごみ破砕機運転管理委託、灰クレーン運転管理委託等)を受託した業者が、利用することを考慮した場所に配置すること」と記載がありますが、本施設においてその他委託を予定されている業務があればご教示願います。</p>	<p>投入監視・検量業務についても委託する予定です。こちらの従事者は、投入ステージ監視室控室内に設置するシャワー室を利用します。</p> <p>【別添資料14-2_諸室等性能表】6ページ6行目記載の控室は、可燃性粗大ごみ破砕機運転管理委託の従事者が使用します。</p> <p>なお、洗身室については、【別添資料14-2_諸室等性能表】に記載があるのとおり、「工作室に近接して」計画してください。</p>
45	発注仕様書	219	第4章	第2節	1	(3)	1)	⑬	<p>仕様書P219 記載の「洗身室」に必要な規模(面積)、使われ方(一度に利用される人数、男女別の要否)のご提示をお願いいたします。</p>	<p>工場エリアの「洗身室」は、【別添資料14-2_諸室等性能表】の7ページに記載のとおり、脱衣室を含むシャワー室2室の想定です。規模については【別添資料14-1_諸室等性能表】に記載のとおり、0812サイズを標準としています。</p> <p>なお、男性のみの使用を想定しています。</p>
46	発注仕様書	219	第4章	第2節	1	(3)	1)	⑬	<p>仕様書P219 記載の「洗身室」に必要な設備は、14-2_諸室等性能表(7枚目)記載の「洗身室」(シャワー室2つ)と同じと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、具体的な設備及び床防水の要否のご提示をお願いいたします。</p>	<p>ご理解のとおり、工場エリアの「洗身室」は、【別添資料14-2_諸室等性能表】の7ページに記載のとおり、脱衣室を含むシャワー室2室の想定です。</p>
47	発注仕様書	219	第4章	第2節	1	(3)	1)	⑭	<p>仕様書P219記載の「危険物庫」に貯蔵する危険物の具体的な内容のご提示をお願いいたします。</p>	<p>工場の運営及び稼働に必要な消耗品のうち、消防法で定められた危険物を想定してください。</p>
48	発注仕様書	219	第4章	第2節	1	(3)	1)	⑯	<p>「古紙・古布ストックヤード」の壁面保護に関しまして、「鉄板等で保護」する壁面範囲は、高さ3mまで必要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
49	発注仕様書	219	第4章	第2節	1	(3)	1)	⑰	<p>「燃えないごみ、蛍光灯等のストックヤード」の壁面保護に関しまして、「壁面を保護すること」とありますが、壁面保護材及び設置高さは、「古紙・古布ストックヤード」と同じと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
50	発注仕様書	219	第4章	第2節	1	(3)	1)	⑱	<p>「金属類スクラップヤード」の壁面保護に関しまして、「壁面を保護すること」と記載があります。壁面保護材及び設置高さは、「古紙・古布ストックヤード」と同じと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
51	発注仕様書	221	第4章	第2節	1	(3)	3)		<p>「工場職員」と「収集職員」について、以下の人数と理解しておりますが、各職員における技術員の人数と役割をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場職員：45名</li> <li>収集職員：186名</li> </ul> <p>また、表4-2「工場職員の作業動線」において、45名の内、職員①②③として想定される各々の人数をご教示ください。</p>	<p>工場の運営体制は、日勤33名、操作班12名(3名×4班)です。工場職員は、工場の運営、維持管理及び工場の稼働を行います。収集職員は、事務職員29名、技能職員157名です。収集職員の技能職員は、ごみの収集作業を行います。また、表4-2「工場職員の作業動線」については、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①：日勤技術職員 23名</li> <li>②：日勤技能職員 10名</li> <li>③：操作班 12名(3名×4班)</li> </ul> <p>なお、【別添資料14-2_諸室等性能表】に記載のある事務所フロアの技術員室は、収集職員の技能職員が使用します。</p>

52	発注仕様書	221, 222	表4-2						<p>本表において、以下ご教示ください。</p> <p>①着色部が工場エリア、非着色部（白色）が事務所エリアを示しているのでしょうか。違う場合、各々の意味をご教示ください。</p> <p>②事務所エリアから工場エリアに向かう工場職員動線としては、渡り廊下もしくは1階地上面の2ルートを適宜使い分ける、という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>③工場職員が渡り廊下を使用する場合、安全靴は履かない、と理解してよろしいでしょうか。一方で、1階地上面から工場エリアに向かう場合は、事務所エリアの脱靴室で安全靴に履き替える、と理解してよろしいでしょうか。</p> 	<p>①ご理解のとおりですが、職員②の「各控室」は、着色漏れでず。控室は、工場エリアに計画してください。</p> <p>②、③ご理解のとおりで、工場職員は、それぞれに安全靴等を置き、どちらからでも、工場にアクセスできます。なお、工場エリアの中央管制室を起点に現場に出ることを想定しています。</p>
53	発注仕様書	222	第4章 第2節	1	(3)	4)	⑥		<p>「地域の方々が無難に利用でき、活動拠点となる地域利用スペースを設けること。」との記載がありますが、机と椅子があればできるようなライトな寄居活動のための設備からカルチャーセンター的な役割で利用者が実作業できるハード面での充足まで計画内容を含めて（参考資料あり）提案をお認めいただけるという認識で問題ないでしょうか。「気軽に利用」という点の作業量や使用頻度の想定があればご教示ください。</p>	<p>発注仕様書及び【別添資料14-2_諸室等性能表】に記載のとおりですが、使い方や使用頻度を含め、提案してください。</p>
54	発注仕様書	222	第4章 第2節	1	(3)	4)			<p>「工場エリア内の見学者コースについても、本市職員と動線が重ならないよう」とありますが、「見学者エリアに計画したEVや階段の職員平時利用が不可」であった場合、事務室職員の工場棟エリアへの連絡通路を別途計画することと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>渡り廊下、工場エリアの階段、廊下及びエレベータ等については、距離を必要最小限としたうえで、見学者と本市職員の動線の兼用を可とします。詳細については、契約後の協議によります。</p>
55	発注仕様書	222	第4章 第2節	1	(3)	4)			<p>「工場エリア内の見学者コースについても、本市職員と動線が重ならないよう」とありますが、「見学者エリアに計画したEVや階段の職員平時利用が不可」であった場合、事務室職員の工場棟エリアへの連絡通路を別途計画することと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>渡り廊下、工場エリアの階段、廊下及びエレベータ等については、距離を必要最小限としたうえで、見学者と本市職員の動線の兼用を可とします。詳細については、契約後の協議によります。</p>
56	発注仕様書	222	第4章 第2節	1	(3)	4)			<p>「工場エリア内の見学者コースについても、本市職員と動線が重ならないよう」とありますが、「見学者エリアに計画した階段を非常時、職員が利用すること」を想定した計画としてよろしいでしょうか。</p>	<p>渡り廊下、工場エリアの階段、廊下及びエレベータ等については、距離を必要最小限としたうえで、見学者と本市職員の動線の兼用を可とします。詳細については、契約後の協議によります。</p>
57	発注仕様書	225	第4章 第2節	1	(3)	7)	⑨		<p>「見学者コースが2層以上となる場合は専用エレベータを設けること」とありますが、1階から見学者コース受付のある階まで専用エレベータを併用させていただくことは可能でしょうか。（天井内ピットが必要となり専用エレベータ下部の室の追加勝手に制約が生じる恐れがあるため）</p>	<p>渡り廊下、工場エリアの階段、廊下及びエレベータ等については、距離を必要最小限としたうえで、見学者と本市職員の動線の兼用を可とします。詳細については、契約後の協議によります。</p>
58	発注仕様書	225	第4章 第2節	1	(3)	7)	⑩		<p>「センターリサイクル用スペース」に関しまして、14-2_諸室等性能表（2枚目）に「古紙・古布・古着の範囲のみ屋根付き」とありますが、ご指定の3品目部分には、壁及び入り口シャッター等の建具は必要でしょうか。必要な場合、必要な壁高さ、必要な建具寸法、数量のご提示をお願いいたします。</p>	<p>人が中に入り、古紙古布等出し入れするために必要となる高さ（2.1m以上）とし、閉庁時に施錠可能なように、開口に出入口となるシャッターを最低1か所設置した計画で提案してください。また、配置場所に応じ、外観に配慮してください。</p>
59	発注仕様書	225	第4章 第2節	1	(3)	7)	⑩		<p>「センターリサイクル用スペース」に関しまして、14-2_諸室等性能表（2枚目）に「古紙・古布・古着の範囲のみ屋根付き」とありますが、ご指定の3品目以外は「屋根なし、壁なし」と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>センターリサイクルに持ち込まれる資源物は、古紙、古布、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、小さな金属類、乾電池、スプレー缶、燃えないごみです。古紙・古布・古着の範囲は、ご理解のとおりです。</p>
60	発注仕様書	225	第4章 第2節	1	(3)	7)	⑩		<p>「センターリサイクル用スペース」に関しまして、14-2_諸室等性能表（2枚目）に「古紙・古布・古着の範囲のみ屋根付き」とありますが、50㎡のうち屋根が必要な範囲はどの程度確保すべきでしょうか。</p>	<p>30㎡程度確保してください。</p>
61	発注仕様書	227	第4章 第2節	3	(1)	9)			<p>「屋上まで階段を設置すること」とありますが、背かご付きタラップは不可とし、全ての屋根にアクセス可能な階段を設けること、と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。なお、通常屋上に設け、建築基準法上階数に算入されない昇降機塔等の屋根が高さ2m程度のものについては、背かご付きタラップによる提案を可とします。</p>
62	発注仕様書	227	第4章 第2節	3	(1)	9)			<p>「屋上まで階段を設置すること」とありますが、煙突頂部になる部分はタラップ+ハッチでの出入りと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>提案を可とします。</p>
63	発注仕様書	229	第4章 第2節	3	(3)				<p>床の清掃頻度が仮に少ない部屋においても、すべて汚水系排水接続とする、と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>工場エリアの床排水は、原則プラント排水とします。詳細については、協議のうえ決定します。</p>
64	発注仕様書	229	第4章 第2節	3	(4)	2)			<p>二重壁内部は、側溝（排水付き）、RC立上りH100とし、二重壁内壁はRC立上りのうえ乾式壁（耐水性あり）+目地シーリングと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>提案された乾式壁は認められません。原則、鉄筋コンクリート造である湿式としてください。また、早期に劣化が見込まれるシーリングによる止水の提案も認められません。二重壁内は、すべてにおいて点検、その後補修等できるように作業に必要な空間を確保してください。</p>
65	発注仕様書	231	第4章 第2節	3	(7)	3)	④～⑥		<p>「ステンレス鋼製の防虫網設置」、「落下防止対策」、「内外両面の安全かつ容易な清掃」を考慮すると、開閉可能な窓形式は「外開き窓」よりも「引き違い窓」を基本と考えた方がよろしいでしょうか。</p>	<p>発注仕様書に記載の内容から適切と思われる仕様を提案してください。</p>
66	発注仕様書	231	第4章 第2節	3	(7)	6)	②		<p>「安全かつ容易に清掃できる防虫（鳥）網」の仕様は、SUS304にてご提案してもよろしいでしょうか。</p>	<p>提案を可とします。</p>
67	発注仕様書	238	第4章 第3節	2	(1)	1)			<p>「適切な曲線半径で計画するとともに、適宜、区画線、道路表記を設けること、」とありますが、①構内道路は、道路法、道路交通法における「道路」扱いではない、と考えてよろしいでしょうか。②構内道路が、道路法、道路交通法の道路と同じ考え方の場合、道路標識も同様でよろしいでしょうか。異なる点があれば、ご提示をお願いいたします。</p>	<p>①国道1号線より内側の構内道路は、道路法・道路交通法の適用を受けません。 ②道路標識及び路面標示は道路法・道路交通法で規定されたものは可能な限り避け、規定されているものを参考にして制作・表示してください。</p>
68	発注仕様書	238	第4章 第3節	2	(2)	2)			<p>「国道1号線から工場までの搬入路の歩道を有効幅員1.5m以上とするよう、拡幅すること。その際、車道の有効幅員を7m以上確保し、歩車道境界に設置している横断防止柵を更新すること。」とありますが、【別添資料24_すい道・橋梁工事図面】からは、車道幅員7.0m、歩道幅員1.495mと読み取りました。現状の歩道内には、道路照明基礎や横断防止柵が配置されていると理解しています。この場合、仕様書に記載の有効幅員1.5m以上及び車道の有効幅員を7m以上は実現不可能と考えますが、現状と同程度の幅員確保・現状の状態の更新という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>搬入路上のL型側溝・歩車道境界ブロック・横断防止柵等の構造物を小型・薄型化するなど、幅員構成を見直すことで確保してください。</p>
69	発注仕様書	239	第4章 第3節	2	(4)	5)			<p>大型観光バスの待機位置は、中継施設エリアを活用した配置と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>中継施設エリアを使用することは認められません。【別添資料02_事業実施区域図】の整備範囲内で計画してください。</p>

70	発注仕様書	239	第4章	第3節	2	(5)	6)	「洗車水の飛散防止のため、周囲をフェンス等で区画すること」と記載があります。 ・設置イメージは、四周をフェンスで区画するイメージでしょうか。 ・洗車場の配置について、構内道路に面した配置でもよろしいでしょうか。 【参考資料④-1】参照	洗車水は、油水分離槽を経由して汚水管きょへ排除しますので、洗車水が洗車場外へ飛散することなく集水できるように、洗車場を区画して配置してください。																		
71	発注仕様書	240	第4章	第3節	2	(7)	3)	自家用給油取扱所にて、「給油待ちの収集車両の待機スペースを設けること」とありますが、施設全体の運用の観点から、待機スペースの位置について、給油中の車両の背後、または横など具体的な要求をご提示いただけますでしょうか。	給油待ちの収集車両の待機スペースは、給油場所に支障なく出入りでき、他の車両動線に影響を及ぼさない位置としてください。																		
72	発注仕様書	248	第4章	第5節	4	(1)		「来場者用エレベータ」の設置に関しまして、当該エレベータは「来場者及び本市職員が使用する」と記載があります。一方で、「5) 運転方式」には「100名を超える団体の見学者にも混雑しないように」とあります。「来場者エレベータ」2基は、見学者ホールに1基、事務所エリアに1基(合計2基)と考えてよろしいでしょうか。 【参考資料⑤-3】参照	発注仕様書に記載のとおりです。 「来場者用エレベータ」は、事務所エリアのエントランスに2基、「見学者エレベータ」を脱靴室近傍に1基の合計3基を設置してください。																		
73	発注仕様書	252	第5章	第1節	3	(3)		①表5-1に撤去構造物の記載がありますが、ランプウェイの記載がありません。【02_事業実施区域図】解体範囲図1にて、ランプウェイの多くの範囲は、解体範囲外となっておりますが、②一部(解体範囲の南西及び南東)は解体範囲内にあります。中継施設への動線を検討する上でも整理が必要になりますので、考え方についてご教示ください。	発注仕様書252ページにも記載していますが、表5-1は、『主要な構造物を示したもので』全てを示しているわけではありません。解体範囲外の敷地南西側のランプウェイについては保土ヶ谷工場既設橋梁等撤去工事において、令和6年1月31日までに解体予定です。敷地南東側にあるランプウェイ(A橋梁)については、【別添資料21_保土ヶ谷輸送事務所概要図】2ページ目のとおり、輸送事務所の東側路路への動線となるため残置しますが、表層舗装は撤去範囲となります。詳細は、【別添資料対面-03_解体範囲内の残置・撤去予定構造物】を参照してください。																		
74	発注仕様書	253	第5章	第1節	2	(2)		「【別添資料02_事業実施区域図】の解体範囲図に記載されている全ての工作物解体撤去工事」と頂いています。 「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」に合致する既存躯体等以外の全ての工作物を解体するものと理解します。 建物や基礎、地下ピット外の地中に埋設されている配管・配線等も、仕様書で言及されている地下埋設管(254頁 第5章第1節4(1)5)②を除き、全て撤去と考えてよろしいでしょうか。	ガイドラインかつ環境省通知による条件を満たす場合については、ご理解のとおりです。																		
75	発注仕様書	253	第5章	第1節	2	(2)		現状、解体範囲内図での解体範囲内にある、建物や基礎、地下ピット外の地中の埋設されている配管・配線は、別添資料13の以下が全てと理解してよろしいでしょうか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名称</th> <th>PDF頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>03-1977_新保土ヶ谷工場建設工事</td> <td>195,199</td> </tr> <tr> <td>10-1218_環境事業所 新保土ヶ谷工場空調機工事</td> <td>28, 38</td> </tr> <tr> <td>15-1080_新保土ヶ谷工場建設工事(環境施設)</td> <td>169,174</td> </tr> <tr> <td>16-1090_環境事業所新保土ヶ谷工場環境対策工事</td> <td>655</td> </tr> <tr> <td>18-1090_環境事業所新保土ヶ谷工場建設工事(電気設備工事)</td> <td>104,106,114</td> </tr> <tr> <td>19-1090_環境事業所新保土ヶ谷工場建設工事(電気)</td> <td>318</td> </tr> <tr> <td>26-1094_保土ヶ谷工場建設工事(電気設備)</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>28-1099_環境事業所新保土ヶ谷工場建設工事(環境施設改修工事(建設工事))</td> <td>29,31,38,114,115</td> </tr> </tbody> </table>	資料名称	PDF頁番号	03-1977_新保土ヶ谷工場建設工事	195,199	10-1218_環境事業所 新保土ヶ谷工場空調機工事	28, 38	15-1080_新保土ヶ谷工場建設工事(環境施設)	169,174	16-1090_環境事業所新保土ヶ谷工場環境対策工事	655	18-1090_環境事業所新保土ヶ谷工場建設工事(電気設備工事)	104,106,114	19-1090_環境事業所新保土ヶ谷工場建設工事(電気)	318	26-1094_保土ヶ谷工場建設工事(電気設備)	82	28-1099_環境事業所新保土ヶ谷工場建設工事(環境施設改修工事(建設工事))	29,31,38,114,115	ご提示のページ数以外に、別添資料13の各図面に渡って該当図面があります。下記の図面を含め、貴社にてご確認ください。 【別添資料03_周辺ユーティリティ状況図及び接続箇所】 【別添資料④-12_1976_環境事業所 新保土ヶ谷工場空調機衛生工事】 【別添資料対面-04_保土ヶ谷工場給水装置工事】 【別添資料対面-05_保土ヶ谷工場地中埋設図(特別高圧)】
資料名称	PDF頁番号																										
03-1977_新保土ヶ谷工場建設工事	195,199																										
10-1218_環境事業所 新保土ヶ谷工場空調機工事	28, 38																										
15-1080_新保土ヶ谷工場建設工事(環境施設)	169,174																										
16-1090_環境事業所新保土ヶ谷工場環境対策工事	655																										
18-1090_環境事業所新保土ヶ谷工場建設工事(電気設備工事)	104,106,114																										
19-1090_環境事業所新保土ヶ谷工場建設工事(電気)	318																										
26-1094_保土ヶ谷工場建設工事(電気設備)	82																										
28-1099_環境事業所新保土ヶ谷工場建設工事(環境施設改修工事(建設工事))	29,31,38,114,115																										
76	発注仕様書	254	第5章	第1節	4	(1)	4)	低濃度PCBの処置については、法・条例の考え方と異なる内容も見られますが、発注仕様書に記載の内容について貴市の各部署にご確認いただいているという理解でよろしいでしょうか。また改めて貴市の担当部署に処理方法等含めて詳細を確認させていただきたいと考えます。	1回目質問回答書No.273に回答のとおりです。																		
77	発注仕様書	256	第5章		4	(4)		「既存模型の保管」について、既存模型とは現在の管理棟2階にごさいす模型のごことで良いでしょうか。その他はございませんでしょうか。また補修内容としては、埃や汚れなどの除去、破損した部分の補修等の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 動作確認を行い、破損部分は補修してください。																		
78	発注仕様書	261	第6章	第1節	1			ダイオキシン類調査に関する、調査数量、調査位置及び調査深度等がわかる資料(例えば地歴調査報告書、又はその抜粋)をいただけませんか。	本市が想定する汚染状況等についての資料を、希望者に参考として提供します。 資料提供を希望する入札参加者は、対面的対話確認事項を提出した提出先に7月31日以降、電子メールにて申し込んでください。																		
79	発注仕様書	261	第6章	第1節	2			土壌汚染対策の対象となる汚染物質は、第二溶出量基準超過の土壌、第二溶出量基準以下の土壌いずれも、アルキル水銀は含まないが、総水銀を含むすべての第二種特定有害物質と理解してよろしいでしょうか。	本市が想定する汚染状況等についての資料を、希望者に参考として提供します。 資料提供を希望する入札参加者は、対面的対話確認事項を提出した提出先に7月31日以降、電子メールにて申し込んでください。																		
80	発注仕様書	261	第6章	第1節	1			発注仕様書「6章. 土壌汚染対策工事」の内容について、法・条例の考え方と異なる内容も見られますが、貴市の水・土壌環境に係る担当部署(環境創造局環境保全部)にてご確認いただいているという理解でよろしいでしょうか。また改めて貴市の担当部署に拡散防止計画を含む見積上の対応方法等について詳細を確認させていただきたいと考えます。	本市が想定する汚染状況等についての資料を、希望者に参考として提供します。 資料提供を希望する入札参加者は、対面的対話確認事項を提出した提出先に7月31日以降、電子メールにて申し込んでください。																		
81	発注仕様書	261	第6章	第1節	1			発注仕様書261~262頁に記載されている内容(区域指定、有害物質、濃度や対策土量等)について、土壌調査結果に基づくと思われる内容が記載されています。可能な範囲で土壌調査の結果を開示いただけないでしょうか。	本市が想定する汚染状況等についての資料を、希望者に参考として提供します。 資料提供を希望する入札参加者は、対面的対話確認事項を提出した提出先に7月31日以降、電子メールにて申し込んでください。																		
82	発注仕様書	261	第6章	第1節	1			追加調査結果の判明(区域指定の土地の位置、汚染状態)を受けて、施工方法、工期、工事費については、別途協議の対象として頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 実際の精算は、発注仕様書262ページ表6-1に記載の土量数量表(ほくし前)をもとに行います。																		
83	発注仕様書	261	第6章	第1節	2			「汚染土量の約57%で第二溶出基準を超える」と想定すること」とありますが、特定有害物質の種類および濃度により汚染土壌の処理費用は変わります。第二・三種特定有害物質のうち、水銀とシアンを除く第二種特定有害物質による汚染土壌に限定してよろしいですか。	本市が想定する汚染状況等についての資料を、希望者に参考として提供します。 資料提供を希望する入札参加者は、対面的対話確認事項を提出した提出先に7月31日以降、電子メールにて申し込んでください。																		
84	発注仕様書	261	第6章	第1節	2			「汚染土量の約57%で第二溶出基準を超える」と想定すること」とありますが、これは土壌環境基準の値の約30倍の高濃度の汚染と考えられます。地下水汚染の有無、濃度に関しても設定いただけないでしょうか。	地下水汚染は、現時点で想定していません。																		
85	発注仕様書	261	第6章	第1節	2			濃度に関してですが、汚染土量の57%は第二溶出量基準を超えることとありますが、処理施設には受入上限濃度があり、濃度の最大値を示して頂かないと処理施設の選定が困難な状況です。土壌溶出量及び土壌含有量の最大濃度を ご提示いただけませんか。もしご提示頂けない場合は、第二溶出量基準及び含有量基準の値の10倍値を最大濃度と想定することよろしいでしょうか。	本市が想定する汚染状況等についての資料を、希望者に参考として提供します。 資料提供を希望する入札参加者は、対面的対話確認事項を提出した提出先に7月31日以降、電子メールにて申し込んでください。																		
86	発注仕様書	261	第6章	第1節	2			表6-1に土壌汚染対策工事の土量が表示されています。同表の合計土量6570m3が土壌汚染に係る指定数量と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 実際の精算は、発注仕様書262ページ表6-1に記載の土量数量表(ほくし前)の数量をもとに行います。																		

87	別添資料13_保土ヶ谷工場の各種工事関連図面(12.1979 新保土ヶ谷工場建設工事その3(防臭フード工事・建築工事))					現保土ヶ谷工場のランブウェイには、防臭フードとして屋根・外壁が設けられています。当地の風向・周辺環境等の理由から、設けられたものでしょうか。今回施設の建設にあたり、参考となる情報があればご提供お願いいたします。	発注仕様書88ページ記載のとおり、近隣への防臭・車両通行のための防臭対策として屋根と外壁を設けてください。建材は提案となります。
88	別添資料02_事業実施区域図					本図にて現況図に赤線で敷地境界線を明示いただいておりますが、日影規制等のチェックのため、敷地境界線の区分(隣地境界線と道路境界線の区分)をご教示願います。	敷地南側の横浜市道狩場町87号に接し、それから東側の横浜横須賀道路に接しています。建築基準法及び関連法令の規定にある道路等に該当するかは、関係機関と協議してください。現段階で、貴社が関係機関と協議を行うことは問題ありません。なお、現況図に敷地境界線の区分を明示した【別添資料対面-06_現況図-敷地境界線区分】を参照してください。
89	別添資料02_事業実施区域図					管理棟外構南側に池(2か所)、現地には橋があります。これらの撤去にあたり池、橋の詳細(寸法、構造等の仕様)のご提示をお願いいたします。	池や橋の資料が無く詳細は不明ですので、現況有姿にて積算してください。
90	別添資料02_事業実施区域図					管理棟外構南側に池(2か所)があります。池の水は雨水と考えてよろしいでしょうか。	池の水源は、雨水となっています。
91	別添資料14-2諸室性能表	1				収集事務所フロアの会議室は、必要に応じて可動間仕切りとありますが、可動間仕切りの仕様は、OAフロア上、室内露出型、操作方法は手動、スチール製で計量、遮音性を要するものと考えてよろしいでしょうか。また、その他必要な仕様があればご提示をお願いいたします。	「可動間仕切り」は、分解、組立又は移設して使用できる間仕切りを想定しています。仕様は、パネル製で遮音性を要するものとします。
92	別添資料14-2諸室性能表	1				収集事務所フロアの地域対策室は、必要に応じて可動間仕切りとありますが、可動間仕切りの仕様は、室内露出型、操作方法是手動、スチール製で軽量、遮音性を要するものと考えてよろしいでしょうか。また、その他必要な仕様があればご提示をお願いいたします。	「可動間仕切り」は、分解、組立又は移設して使用できる間仕切りを想定しています。仕様は、パネル製で遮音性を要するものとします。
93	別添資料14-2諸室性能表	1				収集事務所フロアの地域対策室は、「物品倉庫を3部屋分設置」とありますが、各室内に物品倉庫を設置という考え方でよろしいでしょうか。または、3部屋分を集約して設置という考え方でよろしいでしょうか。	集約せずに、各室内に物品倉庫を設置してください。
94	別添資料14-2諸室性能表	1				給湯室(技術員室用)において、「157名が昼食時一斉に利用、、、スムーズな利用ができるようにシンク、コンロ数を計画すること。火気使用」とありますが、シンク、コンロの利用率、運用方法を ご提示をお願いいたします。	既存施設の利用状況から、100名程度で3組のキッチンセットで、特に支障はありません。「キッチンセット」については、【別添資料14-1_諸室等性能表】の「5 内装、ユニット仕上げなど」の記載を参照してください。
95	別添資料14-2諸室性能表	2				脱衣所、洗身室において、「収納庫設置」とありますが、必要平米数、仕上げ仕様のご提示をお願いいたします。	収納庫は【別添資料14-2_諸室等性能表】「家具・ユニット」欄に記載のとおり、奥行450mm、高さ2000mm、内部可動棚(5段)、扉付きの収納庫(ロッカー程度)、素材はメラミン化粧板やスチール等を想定しています。なお、収納庫は別途工事であり、本体工事に含まれません。
96	別添資料14-2諸室性能表	2				洗濯・乾燥室において、「洗濯機等置場とは別に隣接して15㎡ほどの部屋設置」とありますが、部屋の仕上げは洗濯・乾燥室と同仕上げと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	別添資料14-2諸室性能表	2				洗濯・乾燥室において、「洗濯機等置場とは別に隣接して15㎡ほどの部屋設置(乾燥機を使用できない時に干す部屋)」とありますが、家具・ユニット欄に記載の物干し竿の設置要件にあたり、天井吊り材補強が必要であればご提示をお願いいたします。	天井スラブから直接設置するか、天井吊り材補強のうえ設置してください。
98	別添資料14-2諸室性能表	2				洗濯・乾燥室において、「掃除機庫設置」とありますが、仕上げは洗濯・乾燥室と同仕上げと考えてよろしいでしょうか。耐水等が必要であればご提示をお願いいたします。	「収納庫」と同程度の素材を想定しています。なお、「掃除機庫」は別途工事であり、本体工事に含まれません。
99	別添資料14-2諸室性能表	3				会議室において、「16名+30名で会議ができる2室分」とありますが、計36人で打合せができる会議室を2室、2室合計で70㎡が必要と考えてよろしいでしょうか。	1室6名、1室30名と別々で打合せができる会議室の2室です。合計面積については、ご理解のとおりです。
100	別添資料14-2諸室性能表	3				脱衣所、洗身室において、「収納庫設置」とありますが、必要平米数、仕上げ仕様のご提示をお願いいたします。	収納庫は【別添資料14-2_諸室等性能表】「家具・ユニット」欄に記載のとおり、奥行450mm、高さ2000mm、内部可動棚(5段)、扉付きの収納庫(ロッカー程度)、素材はメラミン化粧板やスチール等を想定しています。なお、収納庫は別途工事であり、本体工事に含まれません。
101	別添資料14-2諸室性能表	3				洗濯・乾燥室において、「掃除機庫設置」とありますが、仕上げは洗濯・乾燥室と同仕上げと考えてよろしいでしょうか。耐水等が必要であればご提示をお願いいたします。	収納庫と同程度の素材を想定しています。なお、収納庫は別途工事であり、本体工事に含まれません。
102	別添資料14-2諸室性能表	3				女性用スペース更衣室内休養室において、「小上がりを設けること」とありますが、小上がり=200mm程度と考えてよろしいでしょうか。	小上がり高さは、300~400mm程度で計画してください。
103	別添資料14-2諸室性能表	4				共用部(収集事務所・管理フロア)脱靴室において、家具・ユニット等で「ヘルメット置場(壁掛け用)、雨合羽かけ10人分」の記載がありますが、別途工事対象物に対する壁下地補強も別途工事と考えてよろしいでしょうか。	下地補強については、【別添資料22_別途工事一覧表(施工区分)】の「補強を要するものは本体工事」と記載のとおり、本体工事の所掌となります。
104	別添資料14-2諸室性能表	5				共用部(啓発フロア)ホール・廊下において、「見学者が荷物を置く棚を設置すること」、棚は別途工事となっておりますが、想定されている棚の数量、サイズがあればご提示をお願いいたします。	小学生が見学者時、荷物を置くために使用する棚として100名分を想定しています。これを踏まえ提案してください。
105	別添資料14-2_諸室性能表	4				啓発フロアに記載の環境学習スペースを工場棟の見学者スペースに設置することは可能でしょうか。	環境学習スペースは、工場見学者以外も利用するスペースのため、また、庁舎の管理上からも、工場エリアではなく、事務所エリアに設置してください。
106	別添資料14-2_諸室性能表	7				燃えないごみ(ガラス調器類)・スプレー缶・蛍光灯電球・乾電池ストックヤードに關しまして、 ①必要規模(㎡や必要奥行など)のご提示をお願いいたします。 ②コンテナ、ドラム缶の寸法及び必要数量のご提示をお願いいたします。 ③前面道路(屋根なし)に収集車を寄りつけ、手作業での積み荷、荷下ろしを行うといった運用を想定してよろしいでしょうか。 【参考資料④-2】参照	① [80m <sup>2</sup> ]で計画してください。 ②参考寸法は、次のとおりです。 コンテナ: 2,000×3,700×H1,800mm×4台 ドラム缶: φ585×890mm×30個(平置き) ③ご理解のとおりです。複数の収集車がつりつける計画としてください。また、コンテナやドラム缶の入れ替えが容易な計画としてください。 【参考資料④-2】については、発注仕様書に記載のとおりです。

107	別添資料14-2_諸室性能表	8					粗大ごみ金属・不燃ストックヤードの必要規模（㎡や必要な奥行きなど）のご提示をお願いします。	〔60m2〕で計画してください。 また、大型車両がよりつける計画としてください。
108	1回目質問回答書	2/14	No. 28				市内中小企業とは、下記条件①及び②を同時に満たす企業を指します。 ① 法人登記事項証明書上の本店所在地及び建設業の許可における主たる営業所の所在地が共に横浜市内である。 ② 払込資本金が3億円以下である、又は従業員数が300人以下である。 とありますが、建設業の許可を持っていない企業（製作メーカ、商社等）も該当するという理解でよろしいでしょうか？	提案図書の様式12号その14に記載する本工事における市内中小企業活用率の計算には、建設業の許可の有無にかかわらず、施工体制台帳で確認できる下請業者を記載してください。 様式12号その14の見出し符号「□」に記載する市内企業を活用するための具体的な考え方や工夫については、建設業の許可を持っていない企業も該当します。
109	1回目質問回答書	2/14	No. 35 No. 36				①「緑化率25%」に関して、 ①ご提供いただいた別添資料①-01「緑地面積合計」に加え、別添資料②_事業実施区域図4枚目「工期期間中植栽等管理エリア」の緑色着色部を含むことは可能でしょうか。 ②ご提供いただいた別添資料①-01「緑地面積合計」では約20%となっております。残りの緑地面積を確保するために、「整備範囲外」にある既存事務所（事務所棟）周辺の緑化をはかることは可能でしょうか。 ③残りの緑地面積を「整備範囲外」にある既存事務所（事務所棟）周辺の緑化にて対応可能な場合、解体後の計画との干渉を回避するため、別添資料②_事業実施区域図6枚目記載の「解体範囲（別途工事）」の解体後の計画内容のご提示をお願いします。	①緑化率25%は、発注仕様書240ページにあるように、『計画通知申請区域内において法令等で必要な基準を満足するよう計画すること』としており、整備範囲外の約20%に加えて、整備範囲内で計画するため、狩場トンネル付近の緑地は含めません。 ②原則、整備範囲内で緑地を確保するように計画してください。 ③収集車両の駐車場を想定しています。
110	1回目質問回答書	2/14 8/14	No. 37 No. 186				「電気については、系統連系に伴う工事負担金を見込んでください。」とあり、また、「鉄塔の使用可否については、電力会社と協議してください。」とあります。 入札期間中において電力会社との協議を実施し、工事負担金を織り込むことは困難ですので、工事負担金については公平を期すために一律に見込むものとし、差額は工事負担金確定後精算とさせて頂けないでしょうか。	工事負担金については、9月末を目途に別途連絡します。 工事負担金の差額については、精算対象とします。  【2023年9月27日更新】 工事費負担金概算額は、6.9百万円（消費税等相当額を除く）となります。 系統連系に伴う工事負担金の概要及び内訳については、以下のとおりです。 (1) 系統連系に伴う増強工事等 現在連系している系統にて、増強工事等は発生しません。 (2) 工事負担金内訳（消費税等相当額除く） 計量設備工事 6.9百万円 (3) 系統連系に伴う工事の内容 計量設備工事及び計量設備工事に付随する通信設備工事（VCT及び計量器新設） なお、鉄塔（引込柱）から受変電設備までのケーブル敷設に係る費用は、この工事負担金には含まれていません。ケーブル敷設に係る費用は、精算対象とします。
111	1回目質問回答書	2/14	No. 42				契約締結、各種許認可、地域・周辺住民への住民説明会などの周知手続きを除いた場合、既存のごみ収集・中継施設新設に係らない範囲についての入構・調査等への制限などはありますでしょうか。	特にありませんが、現地及び周辺にて多人数で探す・撮影等を行う場合、本市職員と協議、調整のうえ、現地調査等を行ってください。
112	1回目質問回答書	3/14	No. 50				「繁忙期の一日当たりの搬入台数は、1,163台となります。」とありますが、古紙古布や燃えないごみ等を混載する車両台数（ストックヤードを経由する車両台数）をご提示ください。1日最大台数と時間最大台数を提示をお願いします。	燃やすごみの収集時に、燃えないごみ、蛍光灯・電球、スプレー缶及び乾電池は、分別排出された集積場から、同一車両に分別積載され、搬入されます。 分別積載され搬入される1日最大台数は791台、時間最大台数は9時132台です。 古紙古布については、1日当たりのデータはありませんので、90日/月を参考に計画してください。
113	1回目質問回答書	3/14	No. 51				1回目質問回答にて「なお、本工事は「総合評価一般競争入札による契約に関する特約条項」の対象となります。」とご回答いただいております。適用される場合、第2条が適用されるものと理解してよろしいでしょうか。 その場合、技術評価点が再計算される時期について各年度行われるものでしょうか。（実施時期がずれた場合、各年度で費用の増減があると思われる）	第2条だけでなく、特約条項全てが適用されます。技術評価点の再度算出する時期等の詳細については、契約後協議のうえ決定します。
114	1回目質問回答書	3/14	No. 54				「環境学習スペースまでの本市職員の引率は想定しておりません。見学者受付後は、見学者は、引率なしで直接各エリアに移動できるものとします。」とありますが、 ①小学生の見学の場合、まず研修室で座学があり、その後、先生の引率によって、環境学習スペースや工場棟内へ移動すると考えてよろしいでしょうか。 ②一般者の見学の場合は、見学者本人が、案内板や貴市が受付で貸与するタブレット、パンフレット等に従って管理棟内啓発フロアや工場棟内を自由に見学する、ということでしょうか。	①横浜市内の小学4年生を対象にした団体見学及び事前申し込みがありかつ説明を希望する見学者には、本市職員が説明及び引率をします。研修室に入らなない場合は、座学の前に現場見学することも想定されます。 ②事前申し込み無く工場棟内へ来庁し、見学を希望する見学者には、受付後、見学者コースまたは環境学習スペースに自由に移動し、見学します。
115	1回目質問回答書	3/14	No. 62				工場職員の作業動線について、渡り廊下については兼用をお認めいただけましたが、工場棟内で渡り廊下から運転員通路までの一部区間についても見学者動線と作業動線を兼用する計画としてよろしいでしょうか。 【参考資料②】参照	渡り廊下、工場エリアの階段、廊下及びエレベータ等については、距離を必要最小限としうえて、見学者と本市職員の動線の兼用を可とします。詳細については、契約後の協議によります。
116	1回目質問回答書	4/14	No. 93				「資材の仮置場、仮設事務所の設置場所及び工事車両の駐車スペースは、監督員の指示を受け設置してください。」とありますが、現在、事業実施区域内の南側（現工場のランプウェイ付近）または、北側（現工場の煙突・排水処理施設）での設置を計画しておりますが、問題ありませんでしょうか。	特に問題はありませんが、詳細は本市監督員と協議のうえ決定します。
117	1回目質問回答書	4/14	No. 93				「資材の仮置場、仮設事務所の設置場所及び工事車両の駐車スペースは、監督員の指示を受け設置してください。」とありますが、建設工事終盤において、仮設事務所について、新設の管理棟または工場棟の一部を借用させて頂くことは可能でしょうか。	提案を可としますが、詳細は契約後の協議とします。
118	1回目質問回答書	5/14	No. 106				「工場敷地内に新築する輸送事務所と鶴見工場との割合を50：50と想定してください。」とありますが、「工場敷地内に新築する輸送事務所」への運搬は、ダンプトラック等での運搬でよろしいでしょうか。	運搬時の臭気やごみの飛散に留意し、ダンプできる車両を選定してください。 運搬車両のサイズは、発注仕様書【別添資料11_搬入出庫両仕様】 ①直営車両の仕様を参照し、輸送事務所の業務に支障が無い車両を選定してください。
119	1回目質問回答書	5/14	No. 106				「工場敷地内に新築する輸送事務所と鶴見工場との割合を50：50と想定してください。」とありますが、「工場敷地内に新築する輸送事務所」への運搬に使用するの、パッカー車でしょうか。それらの車両は貴市より紹介頂くと考えてよろしいでしょうか。	運搬時の臭気やごみの飛散に留意し、ダンプできる車両を選定してください。 運搬車両のサイズは、発注仕様書【別添資料11_搬入出庫両仕様】 ①直営車両の仕様を参照し、輸送事務所の業務に支障が無い車両を選定してください。
120	1回目質問回答書	5/14	No. 108				ごみピット残存物 1300m3について、増額精算について記載がありますが、減額精算は無いものと考えてよろしいでしょうか。	減額精算もありません。
121	1回目質問回答書	7/14	No. 153				「消防訓練が可能なバルコニー」をの設置に関して、 ①地上レベルで必要な訓練スペースを確保する必要はありますが、煙突地上レベルでの必要スペースがあれば、平時の車両動線との干渉確認を行うため、具体的な寸法、面積のご提示をお願いします。 ②手すり一部取り外しや吊元フックなど消防訓練時に必要な設備があれば、強度など仕様のご提示をお願いします。（バルコニー「等」の具体的な内容のご提示をお願いします。） 【参考資料④-4】参照	①煙突のメンテナンスに必要な車両が寄り付けるスペースを確保してください。消防車両停車スペース及び訓練スペースを考慮する必要はありません。 ②消防訓練用の設備をつける必要はありません。 外筒の外側にバルコニー形状で設置する場合以外に、外筒の内部に設ける場合は、踊り場等にバルコニーと同程度のスペースを設け、そこから外筒の外に出て訓練ができるように開口部を設置してください。なお、開口部分については、本市職員が点検等で日常利用する際に安全上支障のない対策を取り、いずれにおいても外観に配慮した計画としてください。

122	1回目質問回答書	7/14	No. 155			「飛灰の資源化提案にあたり、追加設備が必要であれば、維持管理費、資源化費用等を含めて提案してください。なお、最終処分場の延命化としては総合評価の項目に記載のとおり、費用対効果を踏まえ、焼却灰中の鉄分及び落じん灰の資源化を主な評価対象としています。」とありますが、焼却灰については、鉄分回収と落じん灰資源化以外の追加提案は不要と理解すれば良いでしょうか。	1回目質問回答書No.155の回答のとおりです。主に主灰中の鉄分、落じん灰の回収を想定しておりますが、その他の手法で、費用対効果が認められるものがあれば、提案してください。
123	1回目質問回答書	7/14	No. 156			発注仕様書147頁に記載の灰押出装出口の含水率24%に関しまして、様式12号その5の備考に記載の式においては24%は含水率ではなく、添加率と読み取れます。24%は含水率との理解でよろしいでしょうか。 含水率24%=乾灰(76)：水分(24) 添加率24%=乾灰(100)：水分(24)	提案図書の様式12号その5補足資料に記載の含水率は、24%で提案してください。 また、備考の式は、 $\textcircled{5} = (\textcircled{1}-\textcircled{4}) \div (1-0.24) \times 0.24$ としてください。 様式12号その5補足資料については、【修正】様式12号その5補足資料と差し替えてください。 なお、灰押出装出口の含水率(装置出口)については、提案を可とします。
124	1回目質問回答書	7/14	No. 168			灰積出ホッパは2基必要とのことですが、灰クレーン2基は交互運転との記載があります。灰クレーンについては交互運転を想定して1台待機、1台積込ということではよろしいでしょうか。 【参考資料④】参照	灰クレーンは、1台運転・1台待機の運用を想定しています。 【参考資料④】については、発注仕様書に記載のとおり、灰クレーンが、横行・走行ができること、灰の積み込みを行っている状態であっても別の車両の通行を可とすることを条件に、提案を可とします。
125	1回目質問回答書	7/14	No. 170			工場職員(48名)は24時間勤務、収集職員(186名)は月～土曜、日勤務と理解しましたが、用役収支で上水1日あたりの平均使用量を試算するにあたり、人員体制の詳細についてご教示ください。 3名×4班+日勤36名=48名と考えてよろしいでしょうか。	収集職員については、ご理解のとおりです。 工場職員は45名、そのうち日勤職員は33名、操作班は3名×4班=12名です。日勤職員については月～土曜日勤務です。 なお、使用水量については、次のとおりとします。 ・洗濯用水、生活用水(事務所エリア) [125m <sup>3</sup> /d] ・生活用水(工場エリア) 上記記載の人数をもとに貴社にて計画してください。
126	1回目質問回答書	8/14	No. 186			「鉄塔の使用可否については、電力会社と協議してください。」とありますが、すでに貴市において接続検討を実施している場合、受領資料の開示をお願いいたします。	接続検討に係る資料については、開示出来ません。
127	1回目質問回答書	8/14	No. 186 No. 193			「鉄塔の使用可否については、電力会社と協議してください。」とありますが、貴市において接続検討を実施していない場合、電力会社の回答によっては負担金が想定以上になる可能性があるかと理解しますが、その場合は追加精算対象になると考えてよろしいでしょうか。	工事負担金については、9月末を目途に別途連絡します。 工事負担金の差額については、精算対象とします。  【2023年9月27日更新】 工事費負担金概算額は、6.9百万円(消費税等相当額を除く)となります。 系統連系に伴う工事負担金の概要及び内訳については、以下のとおりです。 (1) 系統連系に伴う増強工事等 現在連系している系統にて、増強工事等は発生しません。 (2) 工事負担金内訳(消費税等相当額除く) 計量設備工事 6.9百万円 (3) 系統連系に伴う工事の内容 計量設備工事及び計量設備工事に付随する通信設備工事(VCT及び計量器新設) なお、鉄塔(引込柱)から受変電設備までのケーブル敷設に係る費用は、この工事負担金には含まれておりません。ケーブル敷設に係る費用は、精算対象とします。
128	1回目質問回答書	8/14	No. 187			「電源計画としては、常用系統・非常系統双方から受電可能なシステムとし、定期点検時等においても、電力の供給が停止しないようにしてください。」とありますが、受配電設備の定期点検以外各機器へ電力の供給が停止しないシステムとし、受配電設備定期点検時は各機器の電力供給は停止するものと理解でよろしいでしょうか。 ・場内への電力供給元としては、送電事業者の系統電力、非常用発電機、蒸気タービン発電機があり、ご回答頂いております”常用系統・非常用双方から受電可能なシステム”と理解しております。 ・例えば、No.1プラント動力遮断器盤の点検時には、高圧母線に電圧が印加された状態を避けるため、No.2プラント動力遮断器盤も停電します。他の高圧母線下の高圧遮断機盤も同様となります。 ・参考資料を提示させて頂いておりますが、認識に相違ありましたら、受変電系統の検討のため、”定期点検時等においても、電力の供給が停止しないようにして下さい”と示す範囲又は、システム構成を提示をお願いいたします。 ・例えば、No.1プラント動力遮断器盤下位には各炉プラント設備(制御盤)があり、No.1プラント動力遮断器盤点検時には各炉プラント設備(制御盤)への電力の供給は停止します。 ・例えば、No.2プラント動力主幹盤下位の共通プラント設備(制御盤)の点検時、No.1プラント動力遮断器盤下位の共通・上記復水器設備(制御盤)やNo.2プラント動力主幹盤下位の灰クレーン(制御盤)の電力供給は、個別に主幹ブレーカを設けている為電力が停止しない計画となります。 【参考資料⑥】参照	定期点検等は、電気設備年次点検を指しています。 電気設備年次点検において、非常系負荷については、非常用発電機より電力を給電し、常用系統については、非常用発電機からも母線連絡遮断器等を用いて電力を給電できるシステムとしてください。 なお、高圧母線については、常用・非常用系の2系統と母線連絡遮断器を設置してください。
129	1回目質問回答書	9/14	No. 214			熱利用設備(場外)：ピット再利用は「別添28」のうち、「共同溝③ 工場から余熱」を対象としている、という理解でよろしいでしょうか。	「共同溝③保土ヶ谷プール～保土ヶ谷工場～緑風荘」も対象です。
130	1回目質問回答書	9/14	No. 222			「倉庫、書庫(等)」に「工作室」が含まれるものと理解しましたが、木製の棚を指定されている意図・目的について教えてください。	経年による腐食等を考慮し木製を想定しています。
131	1回目質問回答書	9/14	No. 223			既設の残置されている山留に関する資料としては、【別添資料①-01_新保土ヶ谷工場建設設計図】154ページ、【別添資料①-07_1977_新保土ヶ谷工場設計図その2(排水処理施設建築工事)】48ページも関連資料と考えてよろしいでしょうか。また、これらが、山留に関する提供された情報の全てと考えてよろしいでしょうか。	残置されている可能性がある山留の資料については、1回目質問回答書No.223・228のとおりですが、以下に山留に関する図面を提示します。 【別添資料13】のうち 【03_1977_新保土ヶ谷工場建設工事】P.168～174(施工図) 【01_1973_新保土ヶ谷工場建設工事設計図】P.154(設計図) 【07_1977_新保土ヶ谷工場設計図その2(排水処理施設建築工事)】P.48(設計図)
132	1回目質問回答書	9/14	No. 223			既設の残置されている山留に関して、【別添資料①-07_1977_新保土ヶ谷工場建設工事】と頂いておりますが、1回目質問回答書 項目228での「【03_1977_新保土ヶ谷工場建設工事】167～173ページ」と理解してよろしいでしょうか。	残置されている可能性があると思われる山留について提示しているものは、ご理解のとおりです。
133	1回目質問回答書	10/14	No. 231			ごみクレーン操作室から投入扉が直接見えない場合は、提案を可とありますが、例えば中央制御室内にごみクレーン操作室を設置した場合、投入扉と投入ピットの間に垂れ壁が設置されるため直接見ることができません。この回答にあります”投入扉”は”投入扉の扉番号の表示”と読み替えてよいでしょうか。	条件にかかわらず、ごみクレーン操作者が、投入扉番号を目視にて認識できるよう表示を設置してください。
134	1回目質問回答書	10/14	No. 234			①「金属類スクラップキードは、直接床にスクラップを置き、」とありますが、14-2.諸室性能表に記載の通り床、壁、屋根を要する建屋とし、 ②運用方法は建屋外からのローダークレーンでの搬出と考えてよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②運用方法については、貴社にて提案してください。

135	1回目質問回答書	10/14	No. 239				車両機材室の配置検討に当たり、解体後の計画との干渉を回避するため、別添資料02_事業実施区域図6枚目記載の「解体範囲（別途工事）」の解体後の計画内容のご提示をお願いいたします。	【別添資料02_事業実施区域図】（解体範囲図2）の解体後の計画は、収集車両の駐車場を想定しています。
136	1回目質問回答書	11/14	No. 250				啓発目的での屋上の緑化について、「屋上防水のメンテナンスを考慮し、原則認めません。」との回答がございましたが、緑化目的ではなく、実証研究の場の提案として植物や作物を対象とする場合も、屋上を用いた提案は原則不可でしょうか。	防水改修工事施工時に容易に移設可能であり、また、防水層に将来に渡り支障を及ぼさない仕様であれば、提案を可とします。
137	1回目質問回答書	11/14	No. 252				「機器を設置しない倉庫及び0Aフロア、配管ピットを設置した室を除いた室はすべて床洗浄を行うことを想定しています。」とありますが、 ①床洗浄の対象となる室は、灰搬出スペース、炉室、投入ステージ、ホップステージ、メンテナンス車路、ポンプスペース、排水処理室、破砕機室、灰積出場、灰搬出車路等としてよろしいでしょうか。 ②扉については、スチール製建具の表面にステンレス板を張り付け、と読み替えてもよろしいでしょうか。 ③下部1m=ステンレス製枠、上部=スチール製枠とした場合、枠の接合部の精度や建具金物の切欠きの難しさを考慮し、枠のみはすべてステンレス製をご提案することは可能でしょうか。	①床洗浄を行う室は、工場エリアの機器を設置しない倉庫、0Aフロア及び配管ピットのある室を除いた室です。排ガス処理設備室及びポンプや空気圧縮機が設置されている室も含まれます。 ② 読み替えは問題ありませんが、扉は下部1mの底部と側面をステンレスで巻きこむ計画としてください。 ③枠は全てステンレスとします。
138	1回目質問回答書	11/14	No. 268				電気自動車用充電設備に関しまして、公用駐車場（職員用駐車場）を整備範囲内に複数計画する必要が生じた場合、充電設備自体は、どこか1か所の公用駐車場（職員用駐車場）に集約したほうがよろしいでしょうか。	集約する必要はありません。貴社にて提案してください。
139	1回目質問回答書	11/14	No. 268				急速充電器30台を設置する駐車場の場所が職員用車両及び収集車駐車場とのことですが、収集車駐車場の場所について図面でご指示願います。	電気自動車用充電設備の設置箇所としては、【別添資料対面-01_充電設備設置位置】を参照して提案してください。 なお、既存収集車駐車場（整備範囲外）に設置する急速充電設備及び電源の供給設備（付帯工事含む）は本体工事所掌です。
140	1回目質問回答書	11/14	No. 268				既存収集車駐車場への電気自動車用充電設備の設置に関しまして、引込方法（位置、長さ含む）の検討を行うにあたり、解体後の計画との干渉を回避するため、別添資料02_事業実施区域図6枚目記載の「解体範囲（別途工事）」の解体後の計画内容のご提示をお願いいたします。	収集車両の駐車場を想定しています。電気自動車用充電設備の設置箇所としては、【別添資料対面-01_充電設備設置位置】を参照して提案してください。 なお、既存収集車駐車場（整備範囲外）に設置する急速充電設備及び電源の供給設備（付帯工事含む）は本体工事所掌です。
141	1回目質問回答書	11/14	No. 268				電気自動車用充電設備30台は、仕様書p251「9」収集用電気自動車充電設備」とは別に設けると共に、計画位置は職員用車両（整備範囲内）及び既存収集車駐車場（整備範囲外）の合計設置数と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、既存収集車駐車場（整備範囲外）に設置する急速充電設備及び電源の供給設備（付帯工事含む）は本体工事所掌です。設置箇所としては、【別添資料対面-01_充電設備設置位置】を参照して提案してください。電気自動車用充電設備30台の内訳（職員用車両・既存収集車駐車場台数）については提案とします。
142	1回目質問回答書	11/14	No. 272 No. 273				No. 272回答で急速充電器30台は同時使用する、No. 273回答で将来用に200kWを確保する、とありますが、一般的に急速充電器の容量は50kW/台を見込みますので、初期設置する急速充電器用として1500kW（30台×50kW）、将来予備として200kWを確保する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	1回目質問回答書	12/14	No. 281				質問より提供いただいた「別添資料①-08_撤去再利用機器外形図」の10、11頁にある排風機とその制御盤ですが、これは発注仕様書内の他工場への既存施設の搬出対象機器には含まれていないようですが、排風機とその制御盤も搬出対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	1回目質問回答書	13/14	No. 317				「工場エリアの建築計画は、プラント設備に合わせて計画されるものため、プラント設備の配置計画や維持管理において支障がないと判断できた場合のみ削除の提案を可とします。」とありますが、 ①ホップステージ前室は適宜と記載されていますが、1か所のみ設置でもよろしいでしょうか。 ②脱臭装置室は専用の部屋でなく、定置真空掃除機や環境集じん器、薬剤輸送用送風機等の他の機器と同室に設置してもよろしいでしょうか。 ③押込送風機室は専用の部屋を設けずに炉室内配置してもよろしいでしょうか。 ④誘引送風機室は専用の部屋でなく二次押込送風機排ガス再循環送風機と同室に配置してよろしいでしょうか。 ⑤灰クレーン操作室と灰クレーン電気室は兼用としてもよろしいでしょうか。 ⑥灰除去装置用ポンベ室は専用の部屋を設けずに炉室内にポンベを設置してもよろしいでしょうか。 ⑦ごみ分析室と分析機材室は1つの室として計画してもよろしいでしょうか。また、その場合に必要となる室の面積は各々の必要面積を足し合わせた面積としてよろしいでしょうか。	①ホップステージの出入口は、2か所以上設けてください。また、出入口には、必ず前室を設けてください。 ②提案を可とします。 ③、④原則として専用の室に収納する等としますが、防音対策、防振対策を講じることが前提に、提案を可とします。また、他の送風機を同室に設置する提案も可とします。 ⑤提案を可とします。 ⑥提案を不可とします。 ⑦提案を不可とします。
145	1回目質問回答書	14/14	No. 322				車両整備室は、工場エリア内に配置する計画とすることですが、参考資料の通り敷地東側工場棟構内道路に隣接して配置してもよろしいでしょうか。 【参考資料④-3】参照	【別添資料14-2_諸室等性能表】に記載されている『収集車両の点検・整備を行う場所。収集車の動線に近く立ち寄りやすい場所の配置が望ましい。定期点検や修理待ちの車両を数台停めておける場所が近くに必要だが、収集事務所駐車場と兼ねることも可能。』の条件で計画・提案してください。